

大阪府立臨海スポーツセンターご利用の皆様へ

③

返送用

大阪府立臨海スポーツセンター

ご利用予約申込み・確定後のご予約の取消に関する
利用料金の取り扱いについて

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。大阪府立臨海スポーツセンターでは、皆様に各施設をご利用いただいておりますが、お申込み頂いたご予約の取消・変更が多く発生し、他のご利用希望のお客様が利用できない事態となっております。従いまして、申込者様のご都合で取消される場合は「**大阪府立臨海スポーツセンターにおける利用料に関する基準**」に基づき、取消日の利用料をお納め頂く為の、承認手続きをとっていただきますので、ご了承の上、お申込み頂きますようお願いいたします。

ご予約確定後は日程間違いを防ぐため、速やかに事務所にて利用申込手続きをとって頂きます様よろしくお願ひ申し上げます。またご利用のお客様のご都合により利用日を変更される場合も同様とさせていただきます。

なお、上記「取消した利用料金」にかかる振込手数料等は、お客様負担とさせていただきます。

(参考)

※大阪府立臨海スポーツセンター施設における取消利用料金に関する基準

- 1) 利用日の1ヶ月前までに利用の申込を取消した場合、取消した利用料金の5割に相当する額を請求する。
- 2) 利用日の15日前までに利用の申込を取消した場合、取消した利用料金の8割に相当する額を請求する。
- 3) 利用日の15日前を過ぎての利用申込の取消は、取消した利用料金の全額を請求する

例) 7月31日、第1体育室夜間利用(平日・アマチュア・入場料なし・その他)の予約をされた場合
(使用料21,100円)

- ・6月30日までに(予約確定日～6月30日含む)取消し → 5割※10,550円が取消した利用料金
 - ・7月1日～15日に取消し → 8割※16,880円が取消した利用料金
 - ・7月16日以降に取消し → 全額21,100円が取消した利用料金
- として請求になります。

大阪府立臨海スポーツセンター

取消した利用料金の取扱について確認しました。

平成 年 月 日

団体名

氏名